



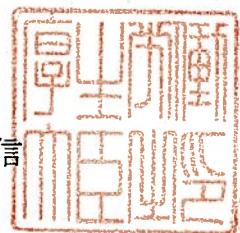
厚生労働省発基安0610第1号

令和2年6月10日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 石綿障害予防規則の一部改正

一 事前調査の対象、方法、記録等

- 1 事業者は、建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。）の全ての材料について、設計図書等の文書を確認する方法及び目視により確認する方法により石綿等の使用の有無の調査（以下「事前調査」という。）を行わなければならないこととすること。
- 2 1にかかわらず、解体等対象建築物等が一定の要件に該当する場合は、事前調査を1の方法以外の方法により行うことができることとすること。
- 3 事業者は、建築物に係る事前調査については、2の場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととすること。
- 4 事業者は、事前調査を行つたにもかかわらず、解体等対象建築物等について石綿等の使用の有無が

明らかとならなかつたときは、分析による調査（5及び6において「分析調査」という。）を行わなければならぬこととする。ただし、当該解体等対象建築物等について、石綿等が使用されるものとみなして労働安全衛生法（第二において「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでないこととする。

5 事業者は、分析調査については、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととすること。

6 事業者は、事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）を行つたときは、当該事前調査等の結果に基づき作成した記録を三年間保存するとともに、石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業を行う作業場に当該記録の写しを備え付けなければならないこととすること。

7 事業者は、一定規模以上の建築物又は工作物（工作物については、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の解体工事又は改修工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織を使用して、事前調査等の結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととすること。

二 吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去等に係る措置

1 事業者は、解体等対象建築物等に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗り材（四において「石綿含有仕上げ塗材」という。）を除く。）又は石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等（以下「石綿含有保温材等」という。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合に講じなければならない措置に、次の措置を追加することとすること。

イ ろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他当該集じん・排気装置に変更を加えたときは、当該集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検すること。

ロ その日の作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検すること。

2 事業者は、1の措置のうち、1の作業を行う作業場所の隔離を行ったときは、石綿等に関する知識を有する者が当該吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去が完了したことを確認した後でなければ、当該隔離を解いてはならないこととすること。

三 石綿含有成形品の除去に係る措置

1 事業者は、成型された材料であつて石綿等が使用されているもの（石綿含有保溫材等を除く。2において「石綿含有成形品」という。）を除去する作業においては、技術上困難な場合を除き、切断、破碎、穿孔^{せん}、研磨等（2及び6において「切断等」という。）以外の方法により当該作業を実施しなければならないこととすること。

2 切断等以外の方法により石綿含有成形品を除去する作業を実施することが技術上困難な場合であつて、石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、当該作業を行う作業場所をビニルシート等で隔離する等の措置を講じなければならないこととすること。

四 石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置

事業者は、建築物、工作物又は船舶の壁、柱、天井等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業を行うときは、3の2の措置を講じなければならないこととすること。

五 発注者の責務等

解体等の作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人による事前調査等及び八の記録の作成が適切

に行われるよう配慮しなければならないこととすること。

六 石綿等の切断等の作業等に係る措置

事業者は、石綿等を湿潤な状態のものとすることが義務付けられている石綿等の切断等の作業等について、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるように努めなければならないこととすること。

七 作業の記録

石綿等の粉じんを発散する場所において常時石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に従事する労働者等に係る作業の記録の記録項目に、当該作業（石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業に限る。）に係る事前調査等の結果の概要、作業の実施状況等の記録の概要等を追加することとすること。

八 作業計画による作業の記録

事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業を行つたときは、当該作業に係る石綿障害予防規則第四条第一項の作業計画に従つて作業を行わせたことについて、写真その他実施

状況を確認できる方法により記録を作成し、三年間保存しなければならないこととすること。

第二 労働安全衛生規則の一部改正

法第八十八条第三項の計画届の対象となる仕事に、次の仕事を追加することとすること。

一 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

二 一の耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物、工作物又は船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

三 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事

第三 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 この省令は、令和三年四月一日から施行することとすること。ただし、第一の三にあつては令和二年

十月一日、第一の一の7にあつては令和四年四月一日、第一の一の3及び5にあつては令和五年十月一日から施行することとすること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けることとすること。